

福岡県公報

平成二十九年四月十四日
第三千八百八十四号
増刊 ①

目次

雑報

再掲

○福岡県災害対策本部規程の一部を改正する規程

(防災企画課) ……………一

○福岡県税条例等の一部を改正する条例

(税務課) ……………四

雑報

福岡県災害対策本部規程第一号

福岡県災害対策本部規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十九年四月十四日

福岡県災害対策本部長

福岡県知事 小川 洋

福岡県災害対策本部規程の一部を改正する規程

福岡県災害対策本部規程(平成四年十月福岡県災害対策本部規程第一号)の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「緊急初動班及び災害対策現地地情報連絡班」を「緊急初動班、災害対策現地地情報連絡班及び災害時緊急派遣チーム」に改める。

別表第二中

保健医療介護部

健康増進班

保健衛生班

健康増進課長

保健衛生課長

を

保健医療介護部

健康増進班

がん感染症疾病対策班

生活衛生班

健康増進課長

がん感染症疾病対策課長

生活衛生課長

に、

福祉労働部

障害者福祉班

障害者福祉課長

を

福祉労働部

障がい福祉班

障がい福祉課長

に、

農林水産部

輸出促進班

輸出促進課長

を

農林水産部

輸出促進班

輸出促進課長

に、

県土整備部

砂防班

砂防課長

を

県土整備部

砂防班

砂防課長

に改める。

別表第三中

総合指令部

総括班

十五 緊急初動班、災害対策現地地情報連絡班、災害情報センター、災害ボランティア班、及び臨時の班の指導に関する事。

を

総合指令部

総括班

十五 緊急初動班、災害対策現地地情報連絡班、災害時緊急派遣チーム、災害情報センター、災害ボランティア班及び臨時の班の指導に関する事。

に、

総合指令部

災害対策現地地情報連絡班

一 本部設置後における災害情報の収集及び災害応急対策の支援等に関する事。
二 その他本部長が特に命ずる事務に関する事。

を

<p>総合指令部</p> <p>災害対策現 地情報連絡 班</p> <p>災害時緊急 派遣チーム</p> <p>一 本部設置後における災害情報の収集等に関する こと。 二 その他本部長が特に命ずる事務に関する こと。 三 その他本部長が特に命ずる事務に関する こと。</p>	<p>総務部</p> <p>総務事務厚 生班</p> <p>一 職員の健康管理に関する こと。 二 災職員に対する諸給付金と貸付に関する こと。 三 災害従事職員の公務災害に関する こと。 四 災害対策応急物資等購入品の検収に関する こと。</p>	<p>総務部</p> <p>総務事務厚 生班</p> <p>一 職員の健康管理に関する こと。 二 罹災職員に対する諸給付金と貸付に関する こと。 三 災害従事職員の公務災害に関する こと。 四 災害対策応急物資等購入品の検収に関する こと。</p>	<p>企画・地域 振興部</p> <p>市町村支援 班</p> <p>一 災市町村の行財政の助言等に関する こと。</p>	<p>企画・地域 振興部</p> <p>市町村支援 班</p> <p>一 罹災市町村の行財政の助言等に関する こと。</p>	<p>保健医療介 護部</p> <p>健康増進班</p> <p>保健衛生班</p> <p>一 被災者の健康管理に関する こと。 二 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基 づく措置入院患者の応急救護及び援助に関する こと。 三 被災者及び給食施設の栄養指導に関する こと。 四 災害時における食品衛生に関する こと。 五 畜場、化製場等の被害調査及び復旧に関する こと。 六 応急措置を実施するための旅館、飲食店の施設 の管理に関する こと。 七 被災した愛護動物の救護及び逸走した危険な動</p>
を に、 を に、 を に、					

<p>物の危害防止に関する こと。 五 火葬場の施設の管理に関する こと。 六 災害時の防疫に関する こと。 七 防疫資材の準備に関する こと。 八 感染症法に基づく勧告入院患者及び措置入院患 者の応急救護及び援助に関する こと。</p>	<p>保健医療介 護部</p> <p>健康増進班</p> <p>がん感染症 疾病対策班</p> <p>生活衛生班</p> <p>一 被災者の健康管理に関する こと。 二 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基 づく措置入院患者の応急救護及び援助に関する こと。 三 被災者及び給食施設の栄養指導に関する こと。 四 災害時の防疫に関する こと。 五 防疫資材の準備に関する こと。 六 感染症法に基づく勧告入院患者及び措置入院患 者の応急救護及び援助に関する こと。 七 災害時における食品衛生に関する こと。 八 畜場、化製場等の被害調査及び復旧に関する こと。 九 応急措置を実施するための旅館、飲食店の施設 の管理に関する こと。 十 被災した愛護動物の救護及び逸走した危険な動 物の危害防止に関する こと。 十一 火葬場の施設の管理に関する こと。</p>	<p>福祉労働部</p> <p>障害者福祉 班</p> <p>一 災害救助活動の応援に関する こと。 二 障害福祉施設の災害応急復旧に関する こと。 三 罹災者の生活保護に関する こと。 四 罹災者に対する生活福祉資金の貸付け等に関す ること。</p>	<p>福祉労働部</p> <p>障がい福祉 班</p> <p>一 災害救助活動の応援に関する こと。 二 障がい福祉施設の災害応急復旧に関する こと。 三 罹災者の生活保護に関する こと。 四 罹災者に対する生活福祉資金の貸付け等に関す ること。</p>
を に、			

農林水産部	農林水産部	農林水産部	商工部		商工部	
局 水産	福岡の食販 売促進班	輸出促進班	中小企業技 術振興班	新事業支援 班	中小企業振 興班	中小企業技 術振興班
班 漁業 管理						
<p>一 応急処置用水産物の確保及びあつせんに関する こと。</p> <p>二 応急救助用船艇のあつせんに関する こと。</p> <p>三 漁船保険金の早期支払及び漁船損害補償事業の 指導並びにあつせんに関する こと。</p> <p>四 災に伴う漁業金融及び漁船・漁具の災害復旧 資金の融資に関する こと。</p>	<p>一 本部長が命じた災害対策事務に関する こと。</p> <p>二 部内各班の応援に関する こと。</p> <p>一 本部長が命じた災害対策事務に関する こと。</p> <p>二 部内各班の応援に関する こと。</p>	<p>一 本部長が命じた災害対策事務に関する こと。</p> <p>二 部内各班の応援に関する こと。</p>	<p>一 罹災中小企業者の復旧の技術指導に関する こと。</p> <p>一 貿易関係の災害応急対策に関する こと。</p> <p>二 商店街関係の災害応急対策に関する こと。</p> <p>三 東京事務所及び大阪事務所を通じて、関東及び 関西地方における災害用物資等のあつせんに関す ること。</p> <p>四 罹災中小企業者の経営指導に関する こと。</p>	<p>一 貿易関係の災害応急対策に関する こと。</p> <p>一 罹災中小企業者の復旧の技術指導に関する こと。</p>	<p>一 商店街関係の災害応急対策に関する こと。</p> <p>二 東京事務所及び大阪事務所を通じて、関東及び 関西地方における災害用物資等のあつせんに関す ること。</p> <p>三 罹災に伴う中小企業者の金融に関する こと。</p> <p>四 罹災中小企業者の経営指導に関する こと。</p>	<p>一 貿易関係の災害応急対策に関する こと。</p> <p>一 罹災中小企業者の復旧の技術指導に関する こと。</p> <p>二 商店街関係の災害応急対策に関する こと。</p> <p>三 東京事務所及び大阪事務所を通じて、関東及び 関西地方における災害用物資等のあつせんに関す ること。</p> <p>四 罹災に伴う中小企業者の金融に関する こと。</p> <p>五 罹災中小企業者の経営指導に関する こと。</p>

を に を に を

総合指令部	別表第五中	保健福祉環境班 保健福祉班	別表第四中 保健福祉環境班 保健福祉班	教育部	教育部	県土整備部	県土整備部	農林水産部
総括班	四一	四一	四一	四一	全員	砂防班	砂防班	水産 局
								漁業 管理 班
を	に改める。	を	を	に改める。	を	に、	を	に、

を に改める。 を を に改める。 を に、 を に、

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第十八号

福岡県税条例等の一部を改正する条例

（福岡県税条例の一部改正）

第一条 福岡県税条例（昭和二十五年福岡県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二十条の十六中「においては」を「には」に改める。

第二十条の十八の二を次のように改める。

（災害等による期限の延長に係る中間申告納付の特例）

第二十条の十八の二 第十四条の規定により申告及び納付に関する期限が延長されたことにより、法第七十二条の二十六第一項の規定による申告納付（以下この条において「中間申告納付」という。）に係る期限と当該中間申告納付に係る事業年度（法第七十二条の二十八第一項の規定による申告納付に係る期限とが同一の日となる場合には、法第七十二条の二十六第一項の規定にかかわらず、当該中間申告納付をすることを要しない。）

第八十条中「又は第三百四十九条の三」を「、第三百四十九条の三又は第三百四十九条の三の四」に、「によつて」を「により」に、「こえる」を「超える」に改める。

付則第六条第一項中「平成三十三年度」を「平成三十三年度」に改める。

付則第七条の七を削り、付則第七条の八を付則第七条の七とする。

付則第八条第一項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に、「にあつては」を「には」に、「によつて」を「により」に改め、同条第二項中「によつて」を「により」に改め、同条第三項中「第十四項」を「第十三項」に、「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、「ものとす」を削り、同条第四項及び第五項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同条第七項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同項ただし書中「にあつては」を「には」に改め、同条第十項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、「ものとす」を削り、同条第十一項中「若しくは漁業近代化資金融通法（昭和四十四年法律第五十二号）第二条第三項に規定する漁業近代化資金で施行令で定めるもの」を削り、「平成二十七年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで」を「平成二十九年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで」に、「にあつては」を「には」に改め、「ものとす」を削り、同条第十二項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同条第十三項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、「ものとす」を削る。

付則第八条の四第一項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、「ものとす」を削り、同条第三項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同条第四項中「この項及び次項」を「この条」に、「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改める。

付則第八条の六中「の修正基準」を「に規定する修正基準」に改める。

付則第九条の二の三第五項中「ガソリン自動車（乗用車又は車両総重量が二・五トン以下のバス若しくはトラックであつて、法附則第十二条の二の三第五項各号のいずれにも該当するもので施行規則で定めるものに限る。）」を「法附則第十二条の二の二第八項各号に掲げる自動車」に、「前三項」を「第二項から前項まで」に、「第十一項」を「第十二項」に、「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改め、同項を同条第八項とし、同条第四項中「附則第十二条の二の三第四項各号」を「附則第十二条の二の二第七項各号」に、「前二項」を「第二項から前項まで」に、「第十一項」を「第十二項」に、「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に、「百分の六十」を「百分の七十五」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項中「附則第十二条の二の三第三項各号」を「附則第十二条の二の二第五項各号」に、「前項」を「前三項」に、「第十一項」を「第十二項」に、「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に、「百分の四十」を「百分の五十」に改め、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 法附則第十二条の二の二第六項各号に掲げる自動車であつて新規登録等を受ける

二の四第十一項各号」に、「平成二十九年三月三十一日（法附則第十二条の二の五第十一項第五号）を「平成三十一年三月三十一日（法附則第十二条の二の四第十一項第四号）」に、「平成二十八年十月三十一日」を「平成三十年十月三十一日」に改め、同条第十二項中「前二項」を「前各項」に、「附則第四条の六第六項に規定する」を「で定める」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項の次に次の一項を加える。

12 車両総重量が十二トンを超える乗用車（施行規則で定めるものに限る。）又はバス（施行規則で定めるものに限る。）であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線からの逸脱に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項において「車線逸脱警報装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則で定めるものに適合するものうち、車線逸脱警報装置を備えるもの（施行規則で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第三十七条第一項の規定の適用については、当該取得が平成三十一年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から百七十五万円を控除して得た額」とする。

付則第九条の二の七第一項中「ものとする」を削り、同条第三項中「においては」を「には、前項の規定の適用があるときを除き」に改め、「ものとする」を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項第一号に掲げる軽油の引取りを行った自衛隊の船舶の使用者が、平成三十年三月三十一日までに次に掲げる規定により当該引取りに係る軽油を譲渡する場合には、当該軽油の譲渡については、軽油引取税を課さない。

一 重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律（平成十一年法律第六十号）第六条第一項（同法第七条第八項及び重要影響事態等）に際して実施する船舶検査活動に関する法律（平成十二年法律第四百四十五号）（第五条第七項において準用する場合を含む。）

二 武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律（平成十六年法律第百十三号）第十条第一項

三 国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律（平成二十七年法律第七十七号）第七条第一項（同法第八条第八項及び重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律第五条第七項において準用する場合を含む。）

付則第九条の三第二項第二号中「第四号及び第五号」を「以下この項及び第四項」に改め、「この号」の下に「及び第四項第二号」を加え、同項第三号中「いう」の下に「。第四項第三号において同じ」を加え、同項第五号中「除く」の下に「。第四項第五号において同じ」を、「定めるもの」の下に「（第四項第五号において「平成二十一年軽油軽中量車基準」という。）」を加え、同条に次の二項を加える。

4 次に掲げる自動車に対する第五十条第一項（第三号イ(3)及びロ(3)の規定を除く。）及び第二項の規定の適用については、当該自動車が平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成三十一年度分の自動車税に限り、第二項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とし、同条第一項第三号イ(3)及びロ(3)に規定されている自動車のうち、三輪小型自動車に属するものについては、読み替え後の三輪小型自動車の税率を、その他のものについては、読み替え後のトラックの最大積載量に應ずる税率を適用するものとし、同条第三項に規定されている自動車については、単室容積（一つの作動室の容積をいう。）にローター数を乗じて得た数値に一・五を乗じて得た数値を総排気量とみなして、読み替え後の同条第一項第一号並びに第三号イ(1)及びロ(1)並びに第二項の規定を適用するものとする。

一 電気自動車

二 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるものに適合するもの又は平成二十一年天然ガス車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので施行規則で定めるもの

三 充電機能付電力併用自動車

四 エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十三を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で施行規則で定めるもの（次項において「平成三十年窒素酸化物排出許容限度」という。）の二分の一を超えないもので施行規則で定めるもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので施行規則で定めるもの

五 軽油を内燃機関の燃料として用いる乗用車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるものに適合するもの又は平成二十一年軽油軽中量車基準に適合するもの

5 エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年窒素酸化物排出許容限度の二分の一を超えないもので施行規則で定めるもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので施行規則で定めるもの（前項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対する第五十条第一項（第三号イ(3)及びロ(3)の規定を除く。）及び第二項の規定の適用については、当該自動車は平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成三十年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合、当該自動車は平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成三十一年度分の自動車税に限り、第三項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とし、同条第一項第三号イ(3)及びロ(3)に規定されている自動車のうち、三輪小型自動車に属するものについては、読み替え後の三輪小型自動車の税率を、その他のものについては、読み替え後のトラックの最大積載量に応ずる税率を適用するものとし、同条第三項に規定されている自動車については、単室容積（一つの作動室の容積をいう。）にローター数を乗じて得た数値に一・五を乗じて得た数値を総排気量とみなして、読み替え後の同条第一項第一号並びに第三号イ(1)及びロ(1)並びに第二項の規定を適用するものとする。

付則第十条の第二項中「申告書」を「特定配当等申告書」に改め、「提出した場合」の下に「（次に掲げる場合を除く。）」を加え、同項に次の各号を加える。

一 法第三十二条第十三項ただし書の規定の適用がある場合

二 法第三十二条第十三項第一号に掲げる申告書及び同項第二号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると市町村長が認めるとき。

付則第十条の第三第四項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改める。

付則第十一条の第二項中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「応じ」を「応じ、」に改め、同条第二項中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に改め、「定める日までの期間」の下に「。第四項において「予定期間」という。」を加え、「。第七項において同じ」を削り、同条第四項中「第二項に規定する期間内に同条第二項第十二号」を「予定期間内に同項第十二号」に改め、同条第七項中「かわらぬ、」の下に「同項に規定する」を加え、同項を同条第八項とし、同条第六項中「期間」を「予定期間」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 第二項の規定の適用を受けた土地等の譲渡の全部又は一部が、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第二条第一項の規定により特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により、第二項に規定する予定期間内に租税特別措置法第三十条の二第二項第十二号から第十六号までに掲げる土地等の譲渡に該当することが困難となつた場合で施行令で定める場合において、当該予定期間の初日から当該予定期間の末日後二年以内の日で施行令で定める日までの間に当該譲渡の全部又は一部が同項第十二号から第十六号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなることが確実であると認められることにつき施行規則で定めるところにより証明がされたときは、第二項、第四項、次項及び第八項の規定の適用については、第二項に規定する予定期間は、当該初日から当該施行令で定める日までの期間とする。

付則第十二条の二の五第三項中「申告書」を「特定配当等申告書」に、「すべて」

を「全て」に改める。

付則第二十九条を次のように改める。

第二十九条 削除

(福岡県税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 福岡県税条例等の一部を改正する条例(平成二十九年福岡県条例七号)の一部を次のように改正する。

第一条のうち、福岡県税条例付則第九条の三第一項第一号の改正規定中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改め、同項第二号の改正規定中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同条第二項第四号の改正規定中「この条」を「この項及び次項」に、「を削り」、「に百分の百十」を「(第四項及び第五項において「平成三十二年基準エネルギー消費効率」という。に百分の百十)に改め、「を削り」の下に「、「定めるもの(次項)の下に「から第五項まで」を加え」を加える。

附則

(施行期日)

第一条 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、公布の日から施行する。

(個人の県民税に関する経過措置)

第二条 次項に定めるものを除き、第一条の規定による改正後の福岡県税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の県民税に関する部分は、平成二十九年以後の年度の個人の県民税について適用し、平成二十八年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

2 新条例付則第十一条の二第六項の規定は、県民税の納税義務者の同項に規定する予定期間の末日がこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後である同条第二項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡について適用する。
(不動産取得税に関する経過措置)

第三条 次項に定めるものを除き、新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 第一条の規定による改正前の福岡県税条例付則第八条第十一項に規定する漁業近代化資金で施行令で定めるものの貸付け(当該貸付けの申込みの受理が施行日前であるものに限る。)を受けて施行日以後に不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する経過措置)

第四条 新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(軽油引取税に関する経過措置)

第五条 新条例付則第九条の二の七第三項及び第四項の規定は、施行日以後の軽油の譲渡に対して課すべき軽油引取税について適用し、施行日前の軽油の譲渡に対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

第六条 新条例の規定中自動車税に関する部分は、平成二十九年以後の年度分の自動車税について適用し、平成二十八年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第七条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成二十九年以後の年度分の固定資産税について適用し、平成二十八年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。